

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第 77 号）（身体障害者リハビリテーションセンター）

京都市身体障害者リハビリテーションセンターは、障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設としての事業を廃止し、障害者自立支援法第5条第11項に規定する施設入所支援及び同条第13項に規定する自立訓練に係る事業を行うこととすることに伴い、これらの事業に係る利用資格及び入所定数を定めることとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第77号

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 障害者自立支援法第5条第11項に規定する施設入所支援を行う事業

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 障害者自立支援法第5条第13項に規定する自立訓練を行う事業

第4条第1項各号列記以外の部分中「第2条第2号」を「次の各号」に、「次」を「それぞれ当該各号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 第2条第2号に掲げる事業 次に掲げる者

ア 同号に規定する施設入所支援に関して障害者自立支援法第19条第1項の規定による介護給付費を支給する旨の決定を受けた身体障害者

イ 法第18条第2項に規定する措置が必要であると認められる者

(2) 第2条第3号に掲げる事業 次に掲げる者

ア 同号に規定する自立訓練に関して障害者自立支援法第19条第1項の規定による訓練等給付費を支給する旨の決定を受けた身体障害者

イ 法第18条第1項に規定する措置が必要であると認められる者

第4条第2項中「第2条第2号」を「次の各号」に改め、「(通所に係るものを除く。)」を削り、「30人」を「それぞれ当該各号に掲げるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第2条第2号に掲げる事業 30人

(2) 第2条第3号に掲げる事業 40人

第5条中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

第7条第1項中「第2条第2号」の右に「及び第3号」を加え、「第4条第1項第2号」を「第4条第1項第1号イ及び第2号イ」に改め、「除く」の右に「。以下「施設入所支援等利用者」という」を加え、「附則第21条第2項」を「第29条第3項」に改め、「(以下

この項において「算定額」という。)」を削り、「当該者」を「当該施設入所支援等利用者」に改め、「(センターに通所する者にあつては、算定額)」を削り、同条第2項中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(身体障害者リハビリテーションセンター)